

太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源・エネルギー価格等高騰の影響により、事業における経費が増大し、経営に大きな影響を受けている町内中小事業者等に対し、負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において、太子町エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 支援金の交付について、実施主体は、町とする。ただし、町長は、前条の目的を達成するために、適切な運営管理を行うことができると認められる法人その他の団体に、支援金交付業務の全部又は一部を委託することができるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「エネルギー経費」とは、別表1に掲げる経費をいう。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年4月1日時点において、町内に本店を有する、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業である法人又は町内に主たる事務所等を置く個人事業主、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び農事組合法人。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 協同組合等の組合

イ 任意団体

ウ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

オ 支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が認める事業者

(2) 令和6年4月から令和7年3月までの任意の2カ月間に太子町内の事業所等で使用したエネルギー経費の合計額（以下「支援対象経費」という。）が10万円以上である者。ただし、別表2のいずれかに該当する経費は、支援対象経費としない。

(3) 町税を完納している者

(4) 太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していない者

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の30%以内(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。

2 支援金の交付は1交付対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年4月25日から令和7年8月29日までに、太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象とする月のエネルギー経費が確認できる書類(領収書等)。ただし、交付申請書における事業所名若しくは代表者名と宛名が一致しているものとする。

(2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書

(3) 個人事業主の場合は、町内に主たる事務所等を置くと証明するもの

(4) 直近の確定申告書の写し

(5) 町税の納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、太子町エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、支援金の交付をしないことを決定したときは、太子町エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、町が指定する請求書を、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、速やかに支援金を交付するものとする。

(調査)

第8条 町長は、この要綱の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に必要な書類の提出を求め、実状を調査することができる。

(支援金の取消し及び返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

(委託)

第10条 第2条の規定に基づき支援金交付業務を委託する場合において、第6条から前条中「町長」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	備考
ガソリン代	・ 太子町内の事業所等で事業用に供したものであること。
重油代	
軽油代	
灯油代	
都市ガス代	
プロパンガス代	
電気代	
その他(事業用の車両・機械等を動かすための燃料代)	

別表 2 (第 4 条関係)

<ul style="list-style-type: none">・ 販売目的に仕入れた燃料等や、製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等に係るエネルギー経費・ 混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤の仕入れに係る経費・ グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払った経費・ 他の取引と混在した支払であって、明細等で当該経費が判別できないもの・ 領収書、振込データ、通帳等、支払が確認できる書類が提出できないもの・ その他社会通念上不適切と認められるもの
--